

事務連絡
令和6年5月2日

訪問型サービス事業所 管理者様
地域包括支援センター 管理者様

もとす広域連合
介護保険課

介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービスの取り扱いについて (報酬改定に伴う令和6年4月からの取り扱い)

1 概要

令和6年度告示改正により、国において定める総合事業の第1号事業支給費の額に関する基準の改正が行われ、従来相当サービスの訪問型サービス(A2)について、「高齢者の選択肢の拡大」を図るために、1回当たりの単価についてきめ細やかな設定がなされたところです。

当連合においては、国が示した当該基準のとおり支給費の額を適用するように定めています。したがって、訪問型サービスに関しても、前述した設定をそのまま適用し、サービスコード表をホームページ上に示しているところです。

今回、サービスコード表をお示し以降、訪問型サービスについての質問を多くいただいている状況をかんがみて、現時点での当連合としての考え方を整理し、お示しするものです。

2 改正内容 (別添1 該当部分抜粋)

基本報酬	改正前		令和6年度告示改正
1月当たり	週1回程度	1,176単位	週1回程度 1,176単位
	週2回程度	2,349単位	週2回程度 2,349単位
	週2回を超える程度	3,727単位	週2回を超える程度 3,727単位
1回当たり	月1回~4回	268単位	標準的なサービス 287単位
	月5回~8回	272単位	
	月9回~13回	287単位	
	20分~45分の生活援助	179単位	
	45分以上の生活援助	220単位	
短時間の身体介護	167単位	短時間の身体介護 163単位	

⇒ 必要なサービスを必要な者の選択に基づき提供することが可能に

注) 従前相当サービスについては、市町村が事業の継続性や介護人材の確保の状況等を踏まえ、国が定める単価の引き上げすることも可能
サービスAなどの多様なサービスについては、上記に加え市町村が独自の加算等を設定することも可能

- ①回数区分を統合し各区分の単価を引上げ
- ②高齢者目線にたったサービス内容に応じた内容の区分を新設
- ③月当たり上限を回数から単位数に見直し

3 サービスコード表

令和6年3月末までのA2のサービスコード表（別添2該当部分抜粋）

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位
種類	項目				
A2	1111 訪問型独自サービスⅠ	イ 訪問型サービス費(独自)(Ⅰ)	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	1,176	1月につき
A2	2111 訪問型独自サービスⅠ日割		事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	39	1日につき
A2	1211 訪問型独自サービスⅡ	ロ 訪問型サービス費(独自)(Ⅱ)	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	2,349	1月につき
A2	2211 訪問型独自サービスⅡ日割		事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	77	1日につき
A2	1321 訪問型独自サービスⅢ	ハ 訪問型サービス費(独自)(Ⅲ)	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	3,727	1月につき
A2	2321 訪問型独自サービスⅢ日割		事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	123	1日につき
A2	2411 訪問型独自サービスⅣ	ニ 訪問型サービス費(独自)(Ⅳ)	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	268	1回につき
A2	2511 訪問型独自サービスⅤ	ホ 訪問型サービス費(独自)(Ⅴ)	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	272	
A2	2621 訪問型独自サービスⅥ	ヘ 訪問型サービス費(独自)(Ⅵ)	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	287	
			※1月の中で全部で4回まで		

令和6年4月からのA2のサービスコード表（別添3該当部分抜粋）

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位
種類	項目				
A2	1111 訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	1,176	1月につき
A2	2111 訪問型独自サービス11日割		1176 単位 日割の場合	39	39 1日につき
A2	1211 訪問型独自サービス12		(2)1週に2回程度の場合	2,349	2,349 1月につき
A2	2211 訪問型独自サービス12日割		2349 単位 日割の場合	77	77 1日につき
A2	1321 訪問型独自サービス13		(3)1週に2回を超える程度の場合	3,727	3,727 1月につき
A2	2321 訪問型独自サービス13日割		3727 単位 日割の場合	123	123 1日につき
A2	2411 訪問型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合	287	287 1回につき
A2	2511 訪問型独自サービス22		(2)生活援助が中心である場合 (一)所要時間20分以上45分未満の場合	179	179
A2	2621 訪問型独自サービス23		(二)所要時間45分以上の場合	220	220
A2	1411 訪問型独自短時間サービス		(3)短時間の身体介護が中心である場合	163	163

4 請求に係る留意事項

【1週当たり〇回程度とプランに位置付けた場合】

イの(1)から(3)の月額包括単位数に対し、1月のロの(1)から(3)の合計単位数(実績ベース)を超える場合、イの月額包括サービスコードによる請求を行うものとします。

例1) 1週当たり1回程度(イ(1))とプランに位置付け、1月の中で、標準的な内容の指定相当訪問型サービス(ロ(1))を4回提供した場合

イ(1) 1,176 単位 > ロ(1) 287 単位 × 4 回 = 1,148 単位 より、
ロ(1) 287 単位 × 4 回 = 1,148 単位 で請求

例2) 1週当たり1回程度(イ(1))とプランに位置付け、1月の中で、標準的な内容の指定相当訪問型サービス(ロ(1))を5回提供した場合

イ(1) 1,176 単位 ≤ ロ(1) 287 単位 × 5 回 = 1,435 単位 より、

イ (1) 1, 176 単位 で請求

例3) 1 週当たり 1 回程度 (イ (1)) とプランに位置付け、1 月の中で、標準的な内容の指定相当訪問型サービス (ロ (1)) を 3 回と生活援助が中心で 45 分以上の指定訪問型サービス (ロ (2) (二)) を 1 回 提供した場合

イ (1) $\underline{1, 176 \text{ 単位}} \geq$ ロ (1) 287 単位 \times 3 回 + ロ (2) (二) 220 単位 \times 1 回 = $\underline{1, 081 \text{ 単位}}$ より、

ロ (1) 287 単位 \times 3 回 + ロ (2) (二) 220 単位 \times 1 回 = $\underline{1, 081 \text{ 単位}}$ で請求

例4) 1 週当たり 1 回程度 (イ (1)) とプランに位置付け、1 月の中で、標準的な内容の指定相当訪問型サービス (ロ (1)) を 1 回と生活援助が中心で 45 分以上の指定訪問型サービス (ロ (2) (二)) を 4 回 提供した場合

イ (1) $\underline{1, 176 \text{ 単位}} \geq$ ロ (1) 287 単位 \times 1 回 + ロ (2) (二) 220 単位 \times 4 回 = $\underline{1, 167 \text{ 単位}}$ より、

ロ (1) 287 単位 \times 1 回 + ロ (2) (二) 220 単位 \times 4 回 = $\underline{1, 167 \text{ 単位}}$ で請求

【1 月当たり〇回とプランに位置付けた場合 (ロ (3) のみの場合に適用)】

ロ (3) の単位数に提供した回数 (実績) を乗じた単位数の合計を請求する。ただし、合計単位数は、イ (3) の単位数 3, 727 単位の範囲内 (22 回まで) とする。

例5) 1 月当たり 20 回の短時間の身体介護中心の指定相当サービス (ロ (3)) とプランに位置付け、実績として 18 回 提供した場合

ロ (3) $163 \text{ 単位} \times 18 \text{ 回} = \underline{2, 934 \text{ 単位}}$ で請求

5 変更点

国により「高齢者の選択肢の拡大」を図るため、ロ (2) の (一) と (二) という区分が新設されました。これは、サービス内容に応じた区分 (1 回当たりの単位数) を高齢者自身が選択できるようにしたと考えています。例4 の場合は、令和6 年3 月までは5 回の利用で、月額包括単位数で請求と決まっていたところですが、令和6 年4 月からは高齢者の選択肢として、例4 の選択も可能となったと考えています。

ロ (3) 「短時間の身体介護が中心」を追加しました。「高齢者の選択肢の拡大」の観点

から、高齢者の状況・状態によっては、短時間で多い回数の利用が必要なかたがいる可能性を考慮し追加しました。

6 その他

- ロ（１）の標準的な内容の指定相当訪問型サービス（287 単位/回）について
 - 週 1 回程度の場合、4 回を超えたら、月額包括報酬
 - 週 2 回程度の場合、8 回を超えたら、月額包括報酬
 - 週 2 回を超える程度の場合、12 回を超えたら、月額包括報酬は、回数制導入時と同様です。ロ（２）（３）導入に伴い、基準を回数から合計単位数に変更を行いましたが、計算上はこの部分は変わりません。
- この事務連絡は、現時点で国から発出されている通知等をもとに当連合として考え方を整理したもので、今後国から新しい通知等発出された場合に変更する可能性がある旨ご承知おきください。

<問い合わせ>

もとす広域連合 介護保険課 保険係 電話：058-320-2220